



新型コロナワクチンの4回目接種を実施

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化予防を目的として、ワクチンの4回目接種を実施します。4回目の接種は、3回目接種から5カ月経過後に受けることができます。

対象 新型コロナウイルスワクチンの3回目を接種し、次のいずれかに該当する人

- ① 60歳以上の人
- ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患(※)を有する人など

※①慢性の呼吸器の病気・心臓病・腎臓病・肝臓病、糖尿病、血液の病気、免疫の病気、神経疾患・神経筋疾患、呼吸障害等、染色体異常、重症心身障害、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患・知的障害等で通院または入院している人②BMI30以上の人。

接種券 ①の人は、3回目接種から5カ月経過後に順次発送します
②の人は、接種券の発行申請が必要です。ワクチン接種コールセンターに連絡してください

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(4回目のワクチン)

☎佐世保市ワクチン接種コールセンター
☎ 0570-022-558

令和4年度住民税均等割が非課税の世帯に臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民税非課税世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

対象 基準日(令和3年12月10日)時点で佐世保市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

※すでに給付金を受給している世帯は対象外です。

①世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等だけからなる世帯等を除く。

※令和3年度住民税非課税世帯給付金の対象世帯を除く。

②新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降家計が急変し、

①の世帯と同等の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

支給額 1世帯につき10万円

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎佐世保市臨時特別給付金コールセンター
☎ 050-3186-3230(平日9時~17時)

水道局職員採用試験

試験日 7月17日(日)
試験会場 佐世保市水道局
受付期間 6月1日(水)~30日(木)
募集職種 水道及び下水道技術職
業務内容 水道及び下水道施設の計画設計業務や維持管理業務(夜間勤務、交代勤務あり)

受験資格 次の全てを満たす人
①平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
②普通自動車運転免許(大型、中型及び準中型を含み、AT限定を除く)を所持または採用までに取得見込みの人
③高等学校以上の土木専門課程を卒業した人

採用人数 若干名
採用予定 令和4年10月1日(土)

※試験案内は市ホームページや水道局ホームページからダウンロードできます。

☎水道局総務課 ☎ 24-1151

児童手当制度が令和4年6月分(10月支給分)から変わります

児童手当にかかる

現況届の提出が原則不要になります

現況届とは、所得状況や6月1日現在の養育状況を確認し、児童手当(所得制限限度額以上の人は特例給付)を引き続き受給できるか確認するためのものです。毎年6月中の提出をお願いしていましたが、公簿等でその状況を確認できる場合は、原則提出が不要になります。

現況届の提出が必要な人

- ・令和2、3年度の現況届を提出していない人
- ・離婚調停中や配偶者からのDVを理由として児童手当の受給者を変更した人 など

提出

提出が必要な人には、6月上旬に現況届を郵送します。必要事項を記入し、6月30日(木)までに子ども支援課に提出してください。現況届の提出をしないと、10月支給分の手当てを支給できません。



市ホームページ
(児童手当)



市ホームページ
(制度変更)

所得上限額が創設されます

令和4年6月分(10月支給分)から受給者の扶養親族等の数が3人の場合、年収額が1200万円(目安)以上ある場合、支給額が0円となります。所得上限額を超えて児童手当の受給資格が消滅する人には、10月までに通知書を送付します。

翌年度に所得が下がり、児童手当が特例給付に該当するようになった場合、再度認定請求書の提出が必要です。

受給者の公的年金制度の種別変更の際は手続きを

現況届の提出が原則不要となることに伴い、3歳未満の子どもを養育している人は、受給者の公的年金制度の種別が変わった際に届け出が必要です(厚生年金保険から国民年金保険に変わったなど)。子ども支援課か各支所、宇久行政センターの窓口の他、マイナンバーを使って申請できるぴたりサービスでも手続きができます。

☎子ども支援課 ☎ 24-1111

子育て情報を「すくすくSASEBO」や「させぼっ子ナビ」で発信しています



本市では、行政情報や各種手続きの情報などの他、公園・地域子育て支援センター情報、親子で楽しめるイベントなどのお出掛け情報等を子育て応援サイト「すくすくSASEBO」や、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」で随時発信しています。どうぞご利用ください。



すくすくSASEBO



させぼっ子ナビ

☎子ども政策課 ☎ 24-1111

子育て支援アイデアを募集しています

市民の皆さんの「夢のある地域子育て支援アイデア」を募集します。採用されたアイデアには最大5万円の奨励金を交付し、提案者にはそのアイデアを実際に実施していただきます。

募集期間 6月20日(月)~7月8日(金)

募集内容 身近な地域(おおむね中学校区~支所管内)で、子育て世代を支えていくアイデアや子育て世帯がより心地よく過ごすためのアイデアなど(来年3月末までに実施できるもの)

対象 次のいずれかに該当する人・法人

- ・佐世保市民
- ・市内に勤務か通学している人
- ・主たる活動の場が市内で、市民2人以上で構成された団体
- ・市内に事業所がある民間法人

※申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

☎子ども政策課 ☎ 24-1111

敬老・福祉パスをご利用ください

高齢者や心身障がい者(児)の皆さんが社会活動へ積極的に参加してもらえるよう、西肥バス・させばバス共通の無料乗車証「敬老特別乗車証(敬老パス)」「福祉特別乗車証(福祉パス)」を交付しています。

初めて申請する場合の手続き方法など

区分	敬老特別乗車証(敬老パス)	福祉特別乗車証(福祉パス)
対象者	75歳以上でバスに乗車できる市民	身体障害者手帳(1～3級、4級下肢切断)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかを持つ6歳以上のバスに乗車できる市民
申請者	対象者本人(代理人は申請できません)	対象者本人か代理人
申請時期	75歳の誕生日以降	手帳(身体、療育、精神)の交付を受けたとき
必要な物	身分証(保険証やマイナンバーカードなど)	印鑑、手帳(身体、療育、精神)
申請場所	健康づくり課、各支所、宇久行政センター	障がい福祉課、宇久行政センター
受け取り	引換券を持って西肥バスの指定窓口へ(受け取りは代理人でも可)	
預かり金	500円(西肥バスの指定窓口で支払いが必要)	

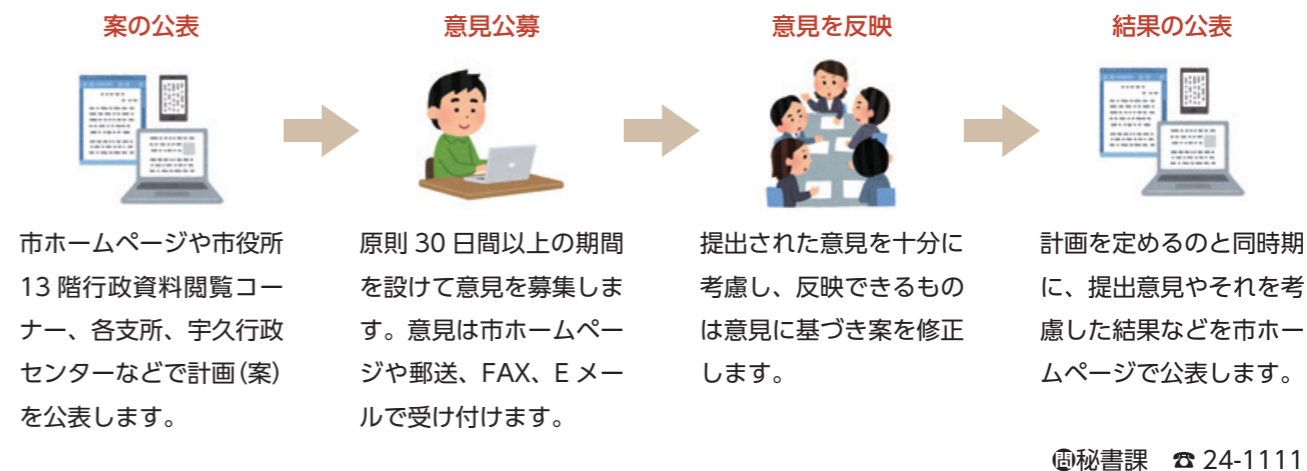
更新 敬老・福祉パスの有効期限までに本人がパス券(福祉パスは身体・療育・精神手帳も)を持って西肥バスの指定窓口へ(更新無料)。

☎健康づくり課(敬老パス)、障がい福祉課(福祉パス) ☎24-1111

パブリックコメントで皆さんの意見を募集しています

国や地方自治体が政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し広く意見や情報を募集する手続きを、パブリックコメント制度といいます。本市でも各種計画を策定する際に市民の皆さんから意見を募集しています。多くの意見をお待ちしています。

パブリックコメントの流れ



佐世保市学校再編計画(案)についてのパブリックコメントを実施

昨年度「新しい学校推進意見交換会」を開催し、対象校の保護者や地域の方々からいただいたさまざまな意見を踏まえ、重点的に学校再編に取り組み、円滑に推進していくための指針として「佐世保市学校再編計画(案)」を取りまとめました。さらに広く市民の皆さんの意見を伺うため、パブリックコメントを実施しています。

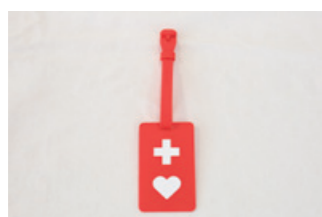
実施期間 5月23日(月)～6月24日(金)
※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(パブリックコメント)

☎新しい学校推進室 ☎24-1111

ヘルプマークを配布しています



ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している人や、難病・内部障がいの人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が身に付けることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

【配布場所】

障がい福祉課、長寿社会課、各支所、宇久行政センター

【マークを見掛けたら】

- ・電車やバスで席を譲ってください
- ・駅や商業施設などで困っている様子の場合、声を掛けるなど配慮してください
- ・災害時などは支援をお願いします

☎障がい福祉課 ☎24-1111

市民霊園の墓地使用者を募集します

- 内容**
- ① 4m型墓地：50区画
 - ② 6m型墓地：57区画
- 対象** 次の条件を全て満たす人
- ・市内在住で本市住民基本台帳に登録がある人
 - ・同一世帯に市民霊園の使用者がいない人
- 料金** 即納使用料：① 23万円② 34万5千円
年額使用料(1年当たり)：① 3,300円
② 4,900円
※園路に接する墓地の即納使用料は10%増額。年額使用料は3年前納です。
- 申込** 6月20日(月)～7月5日(火)に申請書を郵送(〒857-0042、高砂町5-1)か直接生活衛生課へ
- ※募集区画は全て前使用者から返還されたもので、一度以上使用されています。
- ※1世帯1区画だけ申し込みできます(同一区画で応募多数の場合は抽選)。
- ☎生活衛生課 ☎24-1111

市税に関するお知らせ

6月は市県民税、国民健康保険税の第1期分の納付月

忘れず納期内に納めましょう。納め忘れがなく便利な口座振替の申し込みは、納税課、保険料課、各支所、宇久行政センター、各金融機関で受け付けています。

☎納税課(市県民税)、保険料課(国民健康保険税)
☎24-1111

令和4年度の「納税通知書」発送予定

- 市県民税特別徴収(給与)⇒勤務先を通じて通知します
- 市県民税普通徴収(納付書)・年金特別徴収・国民健康保険税普通徴収⇒6月14日(火)ごろ発送します
- 国民健康保険税特別徴収⇒6月24日(金)ごろ発送します

従業員の市県民税は特別徴収で納めましょう

地方税法によって給与を支払う事業者は原則として、

特別徴収義務者として市県民税を特別徴収(年12回の給与天引き)する必要があり、事業者や従業員の意思で選択することはできません。特別徴収は普通徴収(年4回の納付書払い)に比べて手間がかからず、1回当たりに収める税金が少なくなります。勤務先が変わり毎月の給与から所得税が引き落とされているのに、市県民税は納付書で納めているという人は、勤務先にご相談ください。

所得課税証明書の発行

6月10日(金)から今年度の所得課税証明書の発行を開始します。マイナンバーカードの利用でコンビニなどでも所得課税証明書を取得できます(6時30分～23時)。所得課税証明書はその年の1月1日時点で本市に住所があり、市県民税の申告をしている人が取得できます。令和3年中に収入がなかった人も申告が必要です。

☎市民税課 ☎24-1111